

## 監視委員会、 監査法人の罰則導入を建議

制度調査部  
吉井 一洋

金融審議会での検討開始へ

### 【要約】

2006年4月21日、証券取引等監視委員会は、金融庁長官に監査法人の責任のあり方について建議した。

現行制度では、粉飾に協力した公認会計士を罰することはできても、監査法人を罰することはできない。建議はこの点を改める必要がある旨を指摘している。

証券市場を監督する立場にある証券取引等監視委員会が、上記の建議を行った意義は大きく、4月26日に開始する金融審議会の公認会計士制度部会では、監査法人への罰則導入に向けた検討が行われるものと思われる。

2006年4月21日、証券取引等監視委員会は、「監査法人の責任のあり方」について建議を行った。

金融庁設置法案第21条では、証券取引等監視委員会は「証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる」と定めている。今回は、この条文に基づき、金融庁長官に対して建議をしたものである。

建議の内容を掲載すると次のとおりである。

### 監査法人の責任のあり方について

上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。

当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証券取引法第226条の規定に基づき告発した。

一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。

しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にあ



る。

公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

虚偽記載に関与した公認会計士は、虚偽記載の共同正犯として、証券取引法の罰則の対象となりうる。しかし、その公認会計士の所属する監査法人は、罰則の対象とされていない。証券取引等監視委員会の建議は、この点を改め、監査法人にも罰則を適用することを検討するよう求めるものであると思われる。

カネボウの粉飾決算の際に、監査法人の刑事責任を問えなかったことや、ライブドア事件では監査法人ぐるみで粉飾に加担したとも思われることなどを踏まえると、「とかげの尻尾きり」にならないよう、監査法人に対する刑事罰の導入を検討すべきであろう。

金融庁では、金融審議会の公認会計士制度部会を4月26日に開催し、公認会計士制度のあり方について検討を開始する。証券市場を監督する立場にある証券取引等監視委員会が、上記の建議を行った意義は大きく、金融審議会の公認会計士制度部会では、監査法人への罰則導入に向けた検討が行われるものと思われる。

**参考：虚偽記載等に関する公認会計士、監査法人に対する行政処分、刑事罰、民事上の損害賠償責任**

	公認会計士	監査法人
行政処分	2年以内の業務の停止又は登録の抹消 虚偽記載等のある財務諸表を、故意に、適正なものとして監査証明をした場合 (公認会計士法)	戒告、2年以内の業務の一部又は全部の停止、解散 社員公認会計士が故意に(又は相当の注意を怠ったことにより、重大な)虚偽記載等のある財務諸表を、適正なものとして監査証明をした場合等 (公認会計士法)
罰則	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又はその併科 有価証券報告書の虚偽記載の幫助罪 金融商品取引法案では10年、1,000万円 (証券取引法)	無し 監査法人の両罰規程が無い (証券取引法)
民事責任	有り (証券取引法)	有り 社員公認会計士(特定の証明について業務を担当する社員を指定し、監査対象会社に通知した場合は、指定社員)は、無限責任を負う。 (証券取引法)